

時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第五条第一項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（勤務時間条例第六条に規定する勤務日という。）が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

- 一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日（勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日という。以下同じ。）とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十四時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。
- 二 四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十四時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

（育児時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第十四条 育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができなくなつたとき。
- 二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- 三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情）

第十五条 育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第十六条 任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）

第十七条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第二項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第六条第三項及び第五項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第六条第十項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第十一条の六第二項第一号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第

十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）

第十三条第二項及び第四項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第十九条第四項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第十九条第五項及び第二十条第三項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第十九条第五項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第十九条第六項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事委員会規則

（育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

第十八条 育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号）第七条第二項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例）

第十九条 育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十五号）第五条第三項の規定の適用

用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額はその者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)第三第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第二十條 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号)以下「特殊勤務手当条例」という。の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條の第四第二項	給料月額	給料月額を、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)第三第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た額
第七條第七項第五号	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第十條の八第二項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)
第二十條 退職手当条例第六條の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、退職手当条例第六條の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員についての給与の特例)

第十二條 第十七條から前条までの規定は、育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第十三條 第六條の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与の特例)

第十四條 短時間勤務職員の給料月額は、人事委員会規則で定める基準に従って任命権者が決定した給料月額に、勤務時間条例第三條第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十五條 給与条例第六條、第七條、第九條の二から第十條まで、第十條の三、第十一條の五、第十二條の七、第十四條の二及び第十七條並びに特殊勤務手当条例第八條の規定は、短時間勤務職員には適用しない。

2 短時間勤務職員に対する給与条例第十一條の六第二項第三号、第十三條第二項及び第四項、第二十條の三、第二十条の四並びに第二十五条の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八條第一項の規定により採用された職員」とする。

第七條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして」を「におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において」に、「号給を調整する」を「必要な調整を行う」に改め、同条を第八條とする。

第五條の三の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条第一項中「昭和三十一年九月奈良県条例第三十三号」の下に「以下「給与条例」という。」を加え、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条を第七條とする。

第五條の二の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第六條とする。

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)

第二條 奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和二十八年十月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二條中「又は」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八條第一項若しくは」を加える。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二條 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「前二項」を「第一項、第三項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八條第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項」を「第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項」に、「職員」を「職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。